



日行連発第 6 5 6 号  
平成 3 0 年 9 月 1 4 日

各单位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫  
登録委員会  
委員長 福田 守

会則改正に伴う登録申請時の添付書類の変更について（お知らせ）

貴会におかれましては、日頃より登録事務にご理解、ご協力をいただき、あらためて御礼申し上げます。

さて、本年度の定時総会で可決した日本行政書士会連合会会則第40条の改正については、現在、総務大臣認可の申請中であり、平成31年1月1日より施行されることとなっております。

これに伴い現在、行政書士登録申請の際に求めている戸籍抄本の添付が原則不要となります。

つきましては、今後、窓口で受付される際の留意事項及び、「行政書士登録事務処理要領」における変更点について、下記のとおりお知らせいたしますので、ご確認の上、ご対応いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 留意事項

(1) 変更内容

**戸籍抄本の原則添付不要**

（従来、戸籍抄本で確認していた情報は身分証明書の記載事項をもって確認することといたします。）

(2) 開始時期

**平成31年1月1日受付分より適用**

（基準：窓口において申請書を受理した日）

(3) 申請者への周知

運用開始までにHP等により広く周知し、申請者とトラブルにならないよう十分にご留意ください。  
（本会では、戸籍抄本の有効期間を交付日より3ヶ月としていることから、9月中に本会HP上で案内することとしています。）

なお、万が一申請者が誤って取得し添付してきた場合でも、費用弁償や返却等の対応はいたしませんのでご注意ください。

(4) 例外として戸籍抄本の提出を求める場合

・会則第39条第3項に基づき職務上、旧姓の使用を希望する場合

・婚姻等の理由により行政書士試験合格時から氏、名若しくは、氏名の変更があった場合

※上記の他、会則第40条第3項(平成31年1月1日施行)に基づき、本会が必要と認めた場合には提出を求めることがあります。

2. 「行政書士登録事務処理要領」の本文中の変更点

	修正箇所	新	旧
1)	p.13 (2)㉔ウb	全文削除	戸籍抄本
2)	p.13 (2)㉔ウc	本籍地の記載された住民票の写し(外国人であるときは住民票の写し及び有効な在留資格を証する書面(在留カード又は特別永住者証明書)の写し)(提出の日3ヶ月以内に交付を受けたもの) ※住民票の写しについては、複写機によるコピーは不可。	本籍地の記載された住民票の写し(提出の日前3ヶ月以内に交付を受けたもの) ※複写機によるコピーは不可。
3)	p.14 (2)㉔ア	・「氏名」の記載は楷書体で、くずさずに「身分証明書」に記載のとおり正確に書くこと。  ・「本籍」は、「身分証明書」に記載のあるとおり、都道府県名から略記せずに正しく書くこと。外国人の場合は、国籍名を記入する。	・「氏名」の記載は楷書体で、くずさずに戸籍に記載のとおり正確に書くこと。  ・「本籍」は、戸籍抄本に記載のあるとおり、都道府県名から略記せずに正しく書くこと。外国人の場合は、国籍名を記入する。
4)	p.16 イb	住民票の写し ・発行年月日が、単位会受理時3か月以内であること。	戸籍抄本・住民票の写し ・各発行年月日が、単位会受理時3か月以内であること。
5)	p.24 C	全文削除	戸籍抄本
6)	p.24 D	・単位会受理時において、発行日以降3ヶ月を経過していないもの。 ・本籍地の記載のあるもの。 ・外国人であるときは住民票の写し及び有効な在留資格を証する書面(在留カード又は特別永住者証明書)の写し	・単位会受理時において、発行日以降3ヶ月を経過していないもの。 ・本籍地の記載のあるもの。

### 3. 「行政書士登録事務処理要領」様式の変更点

	掲載ページ	様式	変更点
1)	p.141	申立書(書式例12)	戸籍抄本→ *1.戸籍抄本又は身分証明書

\*1.婚姻等により氏、名又は氏名が変わった場合には確認書類として戸籍抄本の提出を求めます。  
また、氏名の漢字表記が異なる場合には、身分証明書において確認いたします。

※変更登録申請時の取扱いについては、変更はありませんので併せてご承知おきのほどよろしく  
お願いいたします。

※不明点等ありましたら、事務局登録課までお問合せください。

以 上